

駅前広場内駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 3 年 5 月 21 日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

駅前広場内駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する
条例

駅前広場内駐車施設の設置及び使用に関する条例（昭和 50 年東村山市条例
第 27 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によ
り、公共交通事業者を取り巻く環境が著しく変化していることに鑑み、今後
の公共交通事業者の事業継続に向けた支援を行うため、本案を提出するもの
である。

駅前広場内駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する
条例

駅前広場内駐車施設の設置及び使用に関する条例（昭和50年東村山市条例
第27号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和2年度」の次に「及び令和3年度」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第3項の規定
は、令和3年4月1日から適用する。

駅前広場内駐車施設の設置及び使用に
関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

附 則（昭和50年東村山市条例第27号）

1・2 （略）

（新型コロナウイルス感染症等の影響による駐車施設の使用料の免除等）

3 第9条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、駐車施設を使用するタクシー事業者（タクシー業務適正化特別措置法第2条第4項に規定するタクシー事業者をいう。）で、その行う事業の継続等に資するための支援が必要と市長が認めるものについては、令和2年度及び令和3年度における駐車施設の使用料の全額を免除する。

4 第11条の規定にかかわらず、前項の規定による免除を受けたタクシー事業者については、既納の駐車施設の使用料があるときは、市長はこれを還付することができる。

旧 条 例

附 則（昭和50年東村山市条例第27号）

1・2 （略）

（新型コロナウイルス感染症等の影響による駐車施設の使用料の免除等）

3 第9条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、駐車施設を使用するタクシー事業者（タクシー業務適正化特別措置法第2条第4項に規定するタクシー事業者をいう。）で、その行う事業の継続等に資するための支援が必要と市長が認めるものについては、令和2年度における駐車施設の使用料の全額を免除する。

4 （同左）